

キャンパス内全面禁煙における学生及び教職員への指導等に関する指針

令和7年1月6日

理事（教育・平和担当）

理事（財務・総務担当）

1. 目的

本学では、令和2年1月から「キャンパス内全面禁煙」を実施しているが、依然として、キャンパス内や周辺道路で喫煙している学生や教職員が見受けられ、たばこの吸い殻も散乱しており、受動喫煙についても多くの苦情が寄せられている。

大学は、多くの人々が集う公共性の高い場であること、及び受動喫煙被害を起こす可能性のある環境であることを重く受け止め、喫煙者へ指導等を行い、たばこの煙のない快適で安全な教育・研究・医療環境と職場環境を構築する。

2. 指導

別添（キャンパス及び周辺道路）で喫煙した学生及び教職員に対して、部局等の長から注意を行い、禁煙の指導を行う。

3. 指導により改善が見られない場合

- 学生：3回指導したにも関わらず、状況の改善が見られないときは、処分を検討する。
- 教職員：1回指導したにも関わらず、状況の改善が見られないときは、処分を検討する。
特に、勤務時間中の喫煙は、職務専念義務違反に該当する。

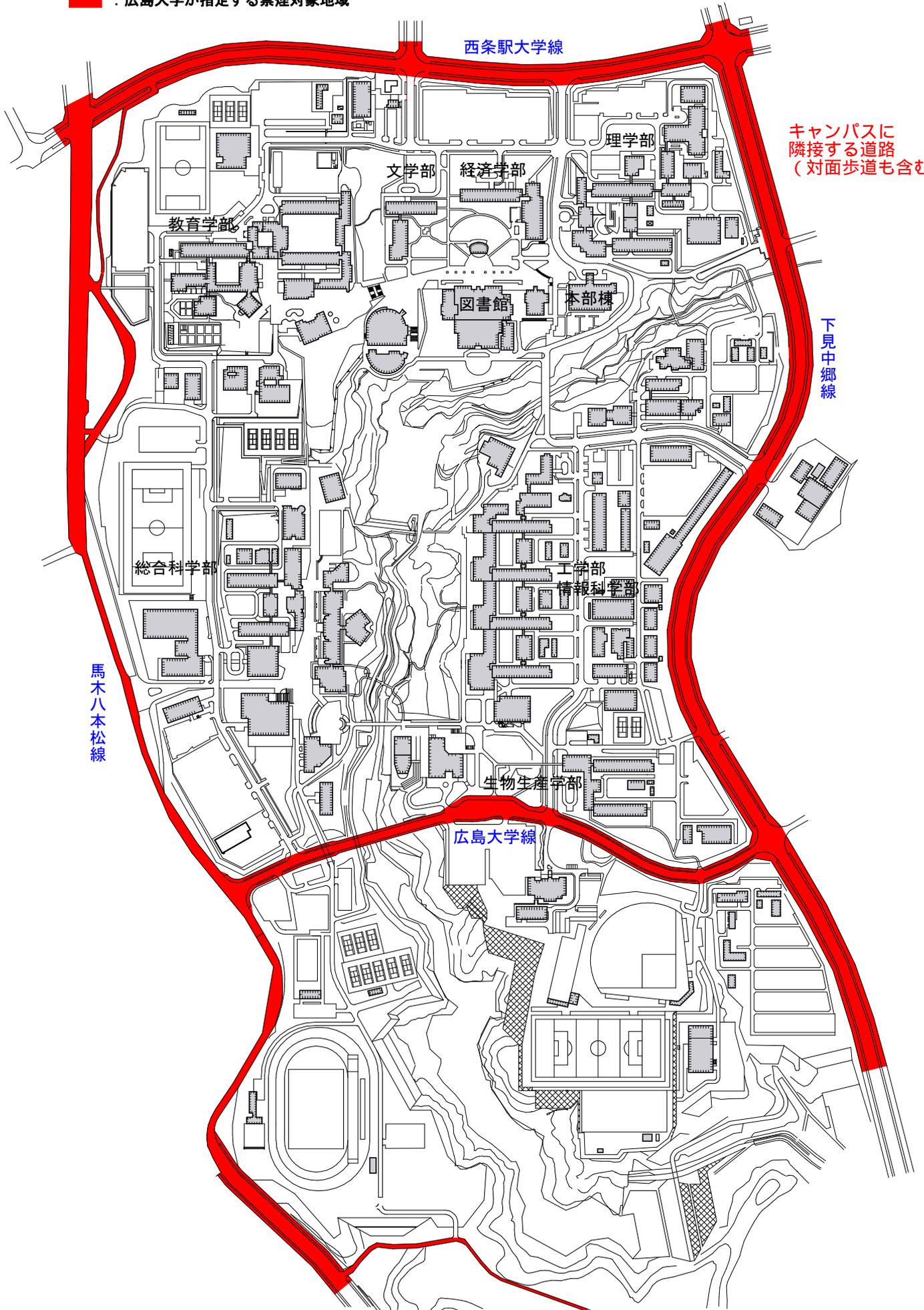
4. 禁煙への支援

禁煙を希望する学生及び教職員には、保健管理センターが禁煙支援を行う。

- 学生：禁煙補助薬（ニコチンパッチ）を無料で処方
【WEB予約制】 <https://health.hiroshima-u.ac.jp/?p=1431>
- 学生・教職員：禁煙治療可能な医療機関のリスト（東広島市、広島市）を提供する。
また、必要に応じて、医療機関を紹介する。

(東広島キャンパス・アカデミック地区)

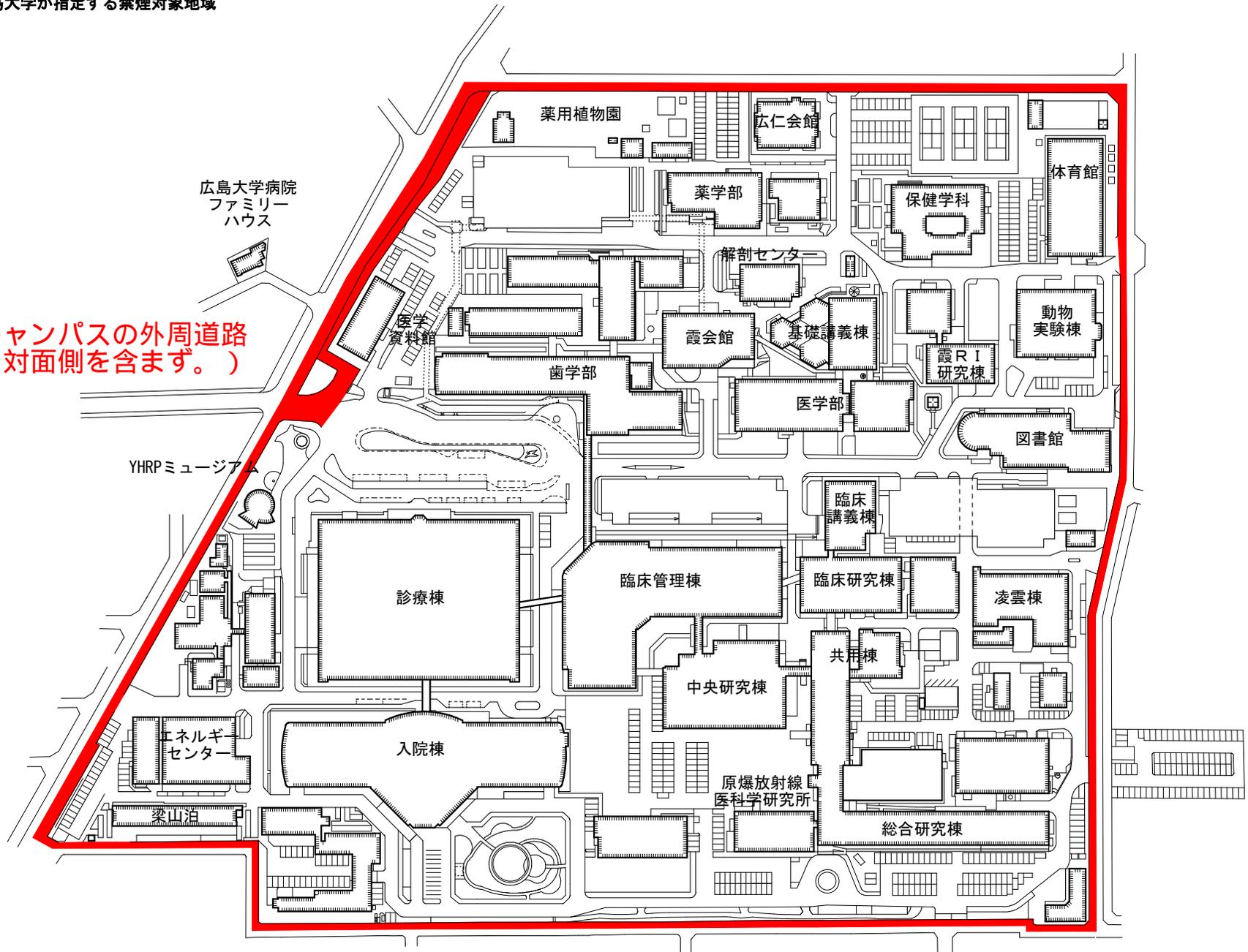
■ : 広島大学が指定する禁煙対象地域



(霞キャンパス)

■ : 広島大学が指定する禁煙対象地域

キャンパスの外周道路
(対面側を含まず。)



(東千田キャンパス)



■ : 広島大学が指定する禁煙対象地域及び塀など